

県南広域振興局長告示第50号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和元年9月13日

県南広域振興局長 平野 直

訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372300129	社会福祉法人花巻市社会福祉協議会	花巻市社会福祉協議会指定石鳥谷訪問入浴介護事業所	花巻市石鳥谷町好地第6地割10番地3	令和元年7月31日